熊谷市監査委員公告第３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和６年２月２０日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　新　島　一　英

令和５年度市民部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

市民活動推進課、市民課、パスポートセンター、保険年金課、安心安全課、男女共同参画室、健康づくり課、熊谷保健センター、母子健康センター

⑵　対象事務

令和４、５年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか。
②　必要な帳簿類は整備されているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　債権管理は適正に行われているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　契約の履行に問題はないか。
③　完了報告を漏れなく受領しているか。
④　検査結果通知書等は作成されているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
②　負担効果の点から整理すべきものはないか。

⑹　工事　①　業者の選定は適切か。
②　工事の実施は計画的に行われているか。

⑺　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか。
②　備品の登録に漏れはないか。

⑻　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

⑴　収入事務

①　現金出納簿

②　大里ふれあいセンター使用料

③　ニャオざね関連グッズ売払収入

④　国庫支出金「マイナンバーカード交付等補助金」

⑤　国民健康保険特別会計「返納金」「過年度返納金」

⑥　後期高齢者医療特別会計普通徴収保険料「現年度分」「滞納繰越分」

⑦　自転車駐車場使用料

⑧　自転車駐車場電柱等使用料

⑨　県支出金「防犯環境整備推進補助金」

⑩　特定空家等除却等費用徴収金

⑪　男女共同参画推進センター使用料

⑫　国庫支出金「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」

⑬　保健センター電柱使用料

⑭　国庫支出金「がん検診総合支援事業費補助金」

⑮　休日・夜間急患診療所使用料

⑯　国庫支出金「母子衛生費負担金」

⑵　支出事務

①　戸籍等業務経費「器具購入費」

②　パスポートセンター管理運営経費「器具購入費」

③　自転車駐車場維持管理経費「借上料」

④　男女共同参画推進事業「使用料」

⑤　保健業務経費「印刷費」

⑥　健康スポーツセンター管理運営経費「施設その他修繕料」

⑦　保健センター管理運営経費「施設その他修繕料」

⑧　母子健康センター管理運営経費「施設その他修繕料」

⑶　契約事務

①　(仮称)第２中央生涯活動センター整備基本構想・基本計画策定及び民間活力導入可能性調査業務委託

②　熊谷市立コミュニティセンター指定管理業務

③　総合窓口案内業務及び証明発行窓口の包括的業務委託

④　葬斎施設指定管理業務

⑤　熊谷市パスポートセンター清掃業務委託

⑥　国民年金システム改修業務委託

⑦　熊谷市立熊谷駅自転車駐車場警備業務委託

⑧　熊谷市男女共同参画推進センター会議室等管理業務

⑨　熊谷市男女共同参画推進センター清掃委託業務

⑩　新型コロナワクチン接種専用コールセンター及び予約業務委託

⑪　熊谷市立健康スポーツセンター指定管理業務
⑫　ゲートキーパー養成講座研修業務委託
⑬　生命（いのち）の授業推進事業委託
⑭　高齢者等肺炎球菌予防接種関係書類封入封緘業務委託
⑮　休日・夜間急患診療所医療事務業務委託

⑷　補助金

①　熊谷市消費者団体活動費補助金
②　熊谷市「ＳＴＯＰコロナ」火葬施設運営支援金
③　熊谷市国民健康保険保健事業推進団体事業費補助金
④　熊谷市空き家等除却補助金
⑤　熊谷市男女共同参画推進団体活動費補助金
⑥　熊谷市「ＳＴＯＰコロナ」健康増進施設運営支援金
⑦　がん検診推進事業補助金
⑧　造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金

⑸　負担金

①　熊谷地区戸籍住民基本台帳事務協議会負担金
②　ティアラ２１管理組合共益費
③　熊谷防犯協会負担金

⑹　工事

令和４年度熊谷市防犯カメラ設置工事

⑺　財産管理

備品台帳一覧表

⑻　その他

①　出勤簿
②　郵便切手受払簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、市民活動推進課、市民課、さくらめいと出張所、葬斎施設、保険年金課、安心安全課、ひろせ野鳥の森駅駐輪場、母子健康センター、休日・夜間急患診療所、市役所６０３会議室（東）

⑵　監査期間

令和５年９月２０日から令和５年１１月２４日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

①　戸籍住民基本台帳手数料について、年度中の調定手続等が細節ごとに行わ

れていなかったので、熊谷市会計事務規則第１６条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【市民課】

② 葬斎施設使用料の現金領収書について、出納室が交付する冊子を使用していなかった。また、控えを切り離して保管していたので、熊谷市会計事務規則第２５条及び現金取扱いの手引に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【市民課】

③ 各駅連絡所の現金出納簿について、十分な確認が行われていなかったので、熊谷市会計事務規則第１０３条及び第１０４条に基づき、出納員により適正な管理を行うべきである。【市民課】

④ 自転車駐車場電柱等使用料について、前納となっていなかったので、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第４条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【安心安全課】

⑵ 支出事務

母子健康センター管理運営経費「施設その他修繕料」について、修繕確認届に記載誤りがあった。熊谷市小規模修繕契約事務執行要領第６条第４項に基づき適正な事務処理を行うべきである。【母子健康センター】

⑶ 契約事務

業務委託について、契約伺いに添付された見積書に代表者印の押印がないものや見積書が原本でないものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。【市民課、保険年金課】

⑷ 補助金

指摘事項なし。

⑸ 負担金

指摘事項なし。

⑹ 工事

指摘事項なし。

⑺ 財産管理

① 公印の管理について、現存してない機器の一部として使用していた印章の保管があった。熊谷市公印規則も含めて見直し、適正に管理するべきである。

また、公印の備品登録について、備品登録漏れ及び台帳除却漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第１７条及び第１９条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【市民課】

② 所有しているパソコンについて、備品登録が行われていないものがあったので、熊谷市物品管理規則第１９条に基づき適正な備品管理を行うべきである。【市民課、安心安全課】

③ すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第１７条及び第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【保険年金課、安心安全課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

国民健康保険返納金に係る債権管理について

被保険者資格喪失後の受診により発生する返納金（不当利得返還請求権）の債権管理について、過年度分の収納率が低調であることから、被保険者が現保険者に対して有する療養費請求権等について旧保険者（熊谷市）が代理受領できる「保険者間調整」の積極的な活用を検討すべきである。